

改正案	現行
<p>（総合政策局の所掌事務）</p> <p>第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十四（略）</p> <p>十五 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号） 第七条第十項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関する事</p> <p>十六～四十四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（物流政策課の所掌事務）</p> <p>第四十三条 物流政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 中心市街地の活性化に関する法律第七条第十項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関する事</p> <p>四～九（略）</p> <p>（道路局に置く課等）</p> <p>第二百五条 道路局に、次の七課及び参事官一人を置く。</p> <p>総務課 路政課 道路交通管理課 企画課 国道・技術課</p>	<p>（総合政策局の所掌事務）</p> <p>第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十四（略）</p> <p>十五 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号） 第七条第十項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関する事</p> <p>十六～四十四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（物流政策課の所掌事務）</p> <p>第四十三条 物流政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 中心市街地の活性化に関する法律第七条第十項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関する事</p> <p>四～九（略）</p> <p>（道路局に置く課等）</p> <p>第二百五条 道路局に、次の七課及び参事官一人を置く。</p> <p>総務課 路政課 道路交通管理課 企画課 国道・防災課</p>

環境安全・防災課  
高速道路課

(企画課の所掌事務)

第九十九条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 道路の規格構造に関する企画及び立案に関する事(環境安全・防災課の所掌に属するものを除く。)
- 三 (略)
- 四 (削る)
- 五 (略)

(国道・技術課の所掌事務)

第一百十条 国道・技術課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 道路の整備等に関する事務のうち、技術に関する事(環境対策及び交通安全対策に関する事並びに道路交通管理課及び企画課の所掌に属するものを除く。)
- 三 道路の保全(除雪を含む。)
- 四 (略)

(環境安全・防災課の所掌事務)

第一百十一条 環境安全・防災課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一・二 (略)
  - 三 道路の防災に関する企画及び立案に関する事。
  - 四 都道府県道及び市町村道並びに北海道の開発道路の整備及び保全(除雪を含む。)
- に關する事(災害復旧事業の指導のうち工事の指導以外のもの並びに災害復旧事業の監督及び助成に関する事並びに他課の所掌に属するものを除く。)

環境安全課  
高速道路課

(企画課の所掌事務)

第九十九条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 道路の規格構造及び施工基準に関する企画及び立案に関する事(環境安全課の所掌に属するものを除く。)
- 三 (略)
- 四 直轄の道路事業の積算基準に関する事。
- 五 (略)

(国道・防災課の所掌事務)

第一百十条 国道・防災課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 道路の防災及び保全(除雪を含む。)
- 三 (略)

(環境安全課の所掌事務)

第一百十一条 環境安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一・二 (略)
  - 三 都道府県道及び市町村道並びに北海道の開発道路の整備及び保全(除雪を含む。)
- に關する事(災害復旧事業の指導のうち工事の指導以外のもの、災害復旧事業の監督及び助成に関する事並びに路政課及び道路交通管理課の所掌に属するものを除く。)

五〇七 (略)

(海事局に置く課)

第四百十条 海事局に、次の九課を置く。

総務課

安全政策課

海洋・環境政策課

船員政策課

外航課

内航課

船舶産業課

検査測度課

海技課

(総務課の所掌事務)

第四百十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 海事局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに海事局の所掌事務に関する政策の調整に関すること(安全政策課及び海洋・環境政策課の所掌に属するものを除く)。

三〇六 (略)

七 海事思想の普及及び宣伝に関すること。

八〇一 (略)

(安全政策課の所掌事務)

第四百十二条 安全政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇九 (略)

十 船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督に関する制度の企画及び立案に関すること(船員政策課及び海技課の所掌に属するものを除く)。

四〇六 (略)

(海事局に置く課)

第四百十条 海事局に、次の九課を置く。

総務課

安全政策課

海洋・環境政策課

船員政策課

外航課

内航課

船舶産業課

検査測度課

海技・振興課

(総務課の所掌事務)

第四百十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 海事局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに海事局の所掌事務に関する政策の調整に関すること(他課の所掌に属するものを除く)。

三〇六 (略)

(新設)

七〇一 (略)

(安全政策課の所掌事務)

第四百十二条 安全政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇九 (略)

十 船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督に関する制度の企画及び立案に関すること(船員政策課及び海技・振興課の所掌に属するものを除く)。

十一 (略)

(船員政策課の所掌事務)

第四百四十四条 船員政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四 (略)

五 船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督のうち船舶の乗組員に係るものに関する事(海技課の所掌に属するものを除く)。

六 (略)

(海技課の所掌事務)

第五百四十四条 海技課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(削る)

一・二 (略)

(地方気象台の数)

第二百四十二条 法第五十条第一項に規定する政令で定める数は、五十とす。

(総務課の所掌事務)

第二百四十三条の三 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 十五 (略)

十六 委員会の所掌事務に係る国際協力に関する事。

十七 (略)

(参事官の職務)

十一 (略)

(船員政策課の所掌事務)

第四百四十四条 船員政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四 (略)

五 船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督のうち船舶の乗組員に係るものに関する事(海技・振興課の所掌に属するものを除く)。

六 (略)

(海技・振興課の所掌事務)

第五百四十四条 海技・振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 水上運送事業その他の海事局の所掌に係る事業の活動に必要な人材の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに調整に関する事(安全政策課及び海洋・環境政策課の所掌に属するものを除く)。

二 海事思想の普及及び宣伝に関する事。

三・四 (略)

(地方気象台の数)

第二百四十二条 法第五十条第一項に規定する政令で定める数は、五十とす。

(総務課の所掌事務)

第二百四十三条の三 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 十五 (略)

(新設)

十六 (略)

(参事官の職務)

第二百四十三條の四 参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三 (略)

(削る)

四～七 (略)

附則

(道路局環境安全・防災課の所掌事務の特例)

第十八条 道路局環境安全・防災課は、第百十一条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。  
(略)

第二百四十三條の四 参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三 (略)

四 委員会の所掌事務に係る国際協力に関すること。

五～八 (略)

附則

(道路局環境安全課の所掌事務の特例)

第十八条 道路局環境安全課は、第百十一条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。  
(略)